

議案第15号

平成29年第2回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

平成29年第2回東広島市議会定例会において教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められたため、同意することについて提案する。

平成29年5月25日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提出議案

- (1) 東広島市立学校設置条例の一部を改正する条例
- (2) 東広島市天文台広場設置及び管理条例の一部を改正する条例
- (3) 東広島市グリーンスポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- (4) 東広島市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例及び東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 平成29年度東広島市一般会計補正予算（第1号）（教育委員会関係分）

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 号

東広島市立学校設置条例の一部改正について

東広島市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 月 日提出

東広島市長 藏 田 義 雄

東広島市立学校設置条例の一部を改正する条例

東広島市立学校設置条例（昭和49年東広島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1 東広島市立三永小学校の項中「東広島市西条町下三永930番地」を「東広島市西条町下三永10929番地2」に改める。

別表第2 東広島市立磯松中学校の項中「東広島市八本松町正力666番地1」を「東広島市八本松町正力10666番地1」に改め、同表東広島市立松賀中学校の項中「東広島市西条町御菌宇860番地」を「東広島市西条町御菌宇10860番地」に改める。

附 則

この条例は、平成29年7月3日から施行する。

(提案理由)

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更等に伴い、小学校及び中学校の位置の表示を変更するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 号

東広島市立学校設置条例の一部改正について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 改正の要旨

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更等に伴い、小学校及び中学校の位置の表示を次のとおり変更しようとするものである。

名 称	現 行	改 正
東広島市立三永小学校	東広島市西条町下三永930番地	東広島市西条町下三永10929番地2
東広島市立磯松中学校	東広島市八本松町正力666番地1	東広島市八本松町正力10666番地1
東広島市立松賀中学校	東広島市西条町御菌宇860番地	東広島市西条町御菌宇10860番地

2 施行期日

平成29年7月3日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 号

東広島市天文台広場設置及び管理条例の一部改正について

東広島市天文台広場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 月 日提出

東広島市長 藏 田 義 雄

東広島市天文台広場設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市天文台広場設置及び管理条例（平成18年東広島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「東広島市西条町下三永695番地1」を「東広島市西条町下三永10695番地1」に改める。

附 則

この条例は、平成29年7月3日から施行する。

(提案理由)

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更に
伴い、東広島市天文台広場の位置の表示を変更するため、この条例案を提出するも
のである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めが
あるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれ
を定めなければならない。

議案第 号

東広島市天文台広場設置及び管理条例の一部改正について

(教育委員会生涯学習部生涯学習課)

1 改正の要旨

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更に伴い、東広島市天文台広場の位置の表示を次のとおり変更しようとするものである。

現 行	改 正
東広島市西条町下三永695番地1	東広島市西条町下三永10695番地1

2 施行期日

平成29年7月3日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 号

東広島市グリーンスポーツセンター設置及び管理条例の一部改正について

東広島市グリーンスポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 月 日提出

東広島市長 藏 田 義 雄

東広島市グリーンスポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市グリーンスポーツセンター設置及び管理条例（昭和55年東広島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「東広島市西条町下三永字柏谷山1015番地、1016番地1、1016番地2」を「東広島市西条町下三永11016番地2」に改める。

附 則

この条例は、平成29年7月3日から施行する。

(提案理由)

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更等に
に伴い、東広島市グリーンスポーツセンターの位置の表示を変更するため、この条
例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めが
あるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれ
を定めなければならない。

議案第 号

東広島市グリーンスポーツセンター設置及び管理条例の一部改正について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 改正の要旨

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更等に伴い、東広島市グリーンスポーツセンターの位置の表示を次のとおり変更しようとするものである。

現 行	改 正
東広島市西条町下三永字柏谷山1015番地、1016番地1、1016番地2	東広島市西条町下三永11016番地2

2 施行期日

平成29年7月3日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 号

東広島市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

東広島市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 月 日提出

東広島市長 藏 田 義 雄

東広島市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東広島市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（昭和51年東広島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表三永歴史民俗資料館の項中「東広島市西条町下三永930番地」を「東広島市西条町下三永10929番地1」に改める。

附 則

この条例は、平成29年7月3日から施行する。

(提案理由)

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更等に
に伴い、三永歴史民俗資料館の位置の表示を変更するため、この条例案を提出する
ものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めが
あるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれ
を定めなければならない。

議案第 号

東広島市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(教育委員会生涯学習部文化課)

1 改正の要旨

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更等に伴い、三永歴史民俗資料館の位置の表示を次のとおり変更しようとするものである。

現 行	改 正
東広島市西条町下三永930番地	東広島市西条町下三永10929番地1

2 施行期日

平成29年7月3日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 号

東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例及び東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例及び東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 月 日提出

東広島市長 藏 田 義 雄

東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例及び東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例(平成26年東広島市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の(1)の表舞台設備の部プロジェクター用スクリーンの項の次に次のように加える。

可搬型スクリーン	1式につき	230円	80円
----------	-------	------	-----

別表第2の(1)の表映像設備の部に次のように加える。

可搬型プロジェクター その他の映写設備	1式につき	1,080円	360円
------------------------	-------	--------	------

別表第2の(2)の表舞台設備の部プロジェクター用スクリーンの項の次に次のように加える。

可搬型スクリーン	1式につき	80円
----------	-------	-----

別表第2の(2)の表照明設備の部の次に次のように加える。

映像設備	可搬型プロジェクターその他の映写設備	1式につき	360円
------	--------------------	-------	------

別表第2の(3)の表音響設備の部の前に次のように加える。

舞台	可搬型スクリーン	1時間1式につき	80円
----	----------	----------	-----

設備			
----	--	--	--

別表第2の(3)の表に次のように加える。

映像 設備	可搬型プロジェクターその他の映 写設備	1時間1式につき	360円
----------	------------------------	----------	------

(東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年東広島市条例第168号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表舞台設備の部の次に次のように加える。

映写 設備	可搬型プロジェクターその他の映写設備	1式につき	360円
	可搬型スクリーン	1式につき	80円

附 則

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例及び第2条の規定による東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の東広島芸術文化ホール又は東広島市中央生涯学習センターの使用又は利用に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前のこれらの施設の使用又は利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

東広島芸術文化ホール及び東広島市中央生涯学習センターの附属設備に係る利用料金の限度額及び使用料の額を新たに定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

8 普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。－略－

議案第 号

東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例及び東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

(教育委員会生涯学習部文化課・生涯学習課)

1 改正の理由

東広島芸術文化ホール及び東広島市中央生涯学習センターの附属設備に係る利用料金の限度額及び使用料の額を新たに定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 東広島芸術文化ホールに新たに設置する附属設備の利用料金の限度額を次のとおり定める。(第1条関係)

ア 大ホール、小ホール等の附属設備

区分	名 称	単 位	1回当たりの 利用料金	超過時間1時 間につき
舞台 設備	可搬型スクリーン	1式につき	230円	80円
映像 設備	可搬型プロジェクター その他の映写設備	1式につき	1,080円	360円

イ 練習室・稽古場1等の附属設備

区分	名 称	単 位	1時間当たり の利用料金
舞台 設備	可搬型スクリーン	1式につき	80円
映像 設備	可搬型プロジェクター その他の映写 設備	1式につき	360円

ウ 市民ギャラリーの附属設備

区分	名 称	単 位	利用料金
舞台 設備	可搬型スクリーン	1時間1式 につき	80円
映像 設備	可搬型プロジェクター その他の映写 設備	1時間1式 につき	360円

(2) 東広島市中央生涯学習センターに新たに設置する附属設備の使用料の額を次のとおり定める。(第2条関係)

区 分		単 位	1 時間当たり の使用料
映写 設備	可搬型プロジェクターその他の映写設備	1 式につき	3 6 0 円
	可搬型スクリーン	1 式につき	8 0 円

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成 2 9 年 7 月 1 日

(2) 経過措置

施行日以後の施設等の使用又は利用に係る使用料又は利用料金について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

8 普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。－略－

平成29年度東広島市一般会計補正予算（第1号）（教育委員会関係分）

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳出補正

10款 教育費

6項 保健体育費

(単位：千円)

目	事業名	現行予算額	補正額	補正後の額	備考
1 保健体育総務費	スポーツ活動活性化事業	42,568	620	43,188	2020年東京オリンピックの機運醸成を図るため、磯松中学校において公益財団法人日本オリンピック委員会が主催するオリンピック教室の開催に係る負担金の増額
歳出補正合計		42,568	620	43,188	